

西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務 業務仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、次期西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画の策定を目的とする。施設基本計画の策定に当たっては、令和3年度に素案を作成し、令和4年度にパブリックコメントを実施した上で策定した西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（令和4年11月）（以下、「施設基本構想」という。）を踏まえ、調査・検討を行う。

なお、施設基本構想の素案作成後、令和4年度に本市で指定ごみ袋制度が実施され、想定以上のごみ分別、ごみ減量が進んでいること、国がプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行したことで、施設基本構想で検討したごみ排出量やごみ質等に大きく影響を及ぼしている。これらの状況を踏まえ、施設基本構想で検討した内容の見直しを行い、施設基本計画を策定する。

2. 業務名

西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務

3. 業務履行機関

契約締結日の翌日から令和6年（2024年）3月29日まで

4. 業務委託内容

受託者は普及技術・最新技術の調査・分析、本市との打合せ結果及び本市が提供した資料等を基に、施設基本計画を作成する。本仕様書は業務の遂行に当たって基本的な内容を定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な資料及び書類又は業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、全てを補完しなければならない。

5. 費用負担

業務の検査及び業務遂行等に当然必要な費用は、本仕様書に明記のない事項であっても、原則として受託者の負担とする。

6. 支払条件

業務完了後、支払う。

7. 関係法令等の遵守

受託者は業務の実施に当たり、関係諸法規、基準及び各種マニュアル等を遵守しなければならない。

- (1) ごみ処理施設性能指針
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- (7) 西宮市環境基本条例
- (8) 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (9) その他関係法令、条例、規則等

8. 技術者

受託者は、管理技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する担当技術者を配置しなければならない。管理技術者の資格は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）第 2 条第 1 項規定する技術士の資格

- (1) 衛生工学部門（廃棄物・資源循環）（旧科目である「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」または「廃棄物管理」を含む。）
- (2) 総合技術監理部門（衛生工学 - 廃棄物・資源循環）（旧科目である「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」または「廃棄物管理」を含む。）

のいずれかを有する者から選任し、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

建築計画に関する事項については建築士法に基づく一級建築士の資格を有するものに業務を監修させること。

管理技術者は主たる会議（打合せ、各種委員会等）に出席すること。

9. 中立性の維持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を維持するように努めなければならない。また、業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10. 業務の着手

受託者は、契約締結後 7 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受託者が業務の実施のために、本市の担当者との打ち合わせを開始することをいう。

業務の着手に当たって、契約後すみやかに、下記の書類を提出し、業務内容について、本市の承諾を得なければならない。なお、承諾された事項を変更するときは、その都度承諾を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 職務分担表（職務分担組織、人員配置、連絡先）、主任技術者届（経歴書含む）

11. 業務工程案

業務の工程は、原則として下記の本市スケジュールに合わせて効率的な工程を検討すること。

2023 年 7 月末まで	現状把握、条件整理、調査、検討
2023 年 8 月末まで	基本計画素案完成、メーカーヒアリング実施
2023 年 9 月末まで	景観条例事前協議
2023 年 10 月末まで	メーカーヒアリング結果入手
2023 年 11 月末まで	メーカーヒアリング結果整理、基本計画図作成、

	基本計画とりまとめ
2024年1月末まで	庁内合意
2024年2月末まで	公共事業評価
2024年3月末まで	基本計画とりまとめ

12. 現地調査

本市は受託者に、業務に必要な現地調査を所定の手続きにより行わせることができる。

13. 中間報告

受託者は、業務進行状況を報告書にまとめ、中間報告を行わねばならない。

14. 打ち合わせ・協議

受託者は、業務着手時や業務の主要な区切り等の時に、本市と打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。また、業務の実施に当たって、連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

15. 参考資料の貸与

本市は受託者に、業務に必要な設計図書等、本市が保有している資料を所定の手続きによって貸与する。また、貸与された資料は注意を持って管理・保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。

- (1) 西宮市西部総合処理センター焼却施設整備に係る廃棄物エネルギー利活用構想（令和3年3月）
- (2) 西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（令和4年11月）
- (3) その他必要な書類

16. 参考文献等の明記

受託者は、業務に文献その他の資料を引用した場合、その文献、資料名を明記すること。

17. 関係官庁、関係機関への協議の協力

本市が関係官庁、関係機関、有識者との協議が必要な場合は、協議資料の作成、協議の立会い、助言、議事録の作成を行うこと。

同様に、本市が実施する議会説明、地元説明、庁内委員会に必要な資料の作成を行うこと。

18. 疑義

受託者は、本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合については本市の指示に従い、誠実に対応すること。また、本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、誠実に対応すること。

19. 業務の審査

受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに、当該業

務の修正を行わなければならない。

20. 引渡し

受託者は、業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査をもって、業務の完了とする。

21. 提出図書

(1)業務関係書類

- ア 業務日報
- イ 打合せ議事録（質疑応答書を含む）
- ウ その他必要な書類

(2)完成図書

- ア 西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画書 一式
- イ 西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画書概要版 1部
- ウ その他必要な図書

(3)提出様式、数量

- ア 正本 1部
- イ 電子ファイル 1式
ファイル形式：ppt（プレゼンテーション）、doc（ワープロ）、xls（表計算）、dxf（図面）、
dwg（図面）、ctb（印刷スタイル）、JPG（画像等）、PDF 等

(4)媒体

- 電子媒体（CD、DVD）

22. その他

本業務の受託者（協力会社及び資本・人事面において関連を持つと思われる者を含む。）は、西部総合処理センター焼却施設整備事業の実施設計業務、建設工事の事業者選定において入札参加予定者、共同で参加する企業体の構成員又は協力企業になることは不可とする。

第2章 業務内容

西宮市一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月）（以下、「ごみ処理基本計画」という。）、西宮市西部総合処理センター焼却施設整備に係る廃棄物エネルギー利活用構想（令和3年3月）（以下、「廃棄物エネルギー利活用構想」という。）及び西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（令和4年11月）（以下、「施設基本構想」という。）等を把握し、国の施策（プラスチックに係る資源循環の促進等）や本市の施策（指定ごみ袋制度、プラスチック・スマート・アクションにのみや、2050年ゼロカーボンシティ、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和4年2月等）等による影響を考慮した上で、業務にあたること。

1. 施設整備基本方針

1) ごみ処理体制の把握

施設基本構想から把握し、施設基本計画に反映する。

- ・ ごみ処理対象人口及びごみ排出量の動態
- ・ ごみ処理体系の状況
- ・ ごみ収集・処理・処分の状況
- ・ ごみ処理における課題

2) 施設整備基本方針の把握

施設基本構想から把握し、施設基本計画に反映する。

- ・ 計画目標年
- ・ 施設整備の必要性
- ・ 本市の焼却施設整備における施設計画方針
 - ①地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現に貢献する施設
 - ②災害時における防災能力に優れた施設
 - ③適正かつ安定的なごみ処理が可能となる施設
 - ④公害防止や周辺景観との調和に配慮した施設
 - ⑤ごみ減量・再資源化の学習拠点となる施設
 - ⑥ライフサイクルコスト削減を可能とする施設

2. 基本項目

1) 計画条件の把握

施設基本構想から把握し、施設基本計画に反映する。

建設予定地：西宮市西宮浜3丁目8番

- ・ 敷地及び周辺条件
- ・ 搬出入車両条件
- ・ 供給施設条件

2) 計画処理量の見直し

ごみ処理基本計画、施設基本構想を踏まえ、国の施策（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）や本市の施策（指定ごみ袋制度やプラスチック・スマート・アクションにのみや）等を考慮し、計画処理量を見直す。

- ・ 処理対象物の設定（粗大ごみ、災害廃棄物）
- ・ ごみ発生量の見通し
- ・ 計画処理量の予測

3) 計画ごみ質の見直し

国の施策（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）や本市の施策（指定ごみ袋制度やプラスチック・スマート・アクションにしのみや）等を考慮し、計画ごみ質を見直す。

- ・ ごみ種類別組成
- ・ 単位体積重量
- ・ 三成分
- ・ 低位発熱量
- ・ 元素組成

4) 施設規模の見直し

見直し後の計画処理量及び計画ごみ質を踏まえ、計画目標年次における施設整備規模を見直す。

5) 処理方式の把握

施設基本構想を踏まえ、ストーカー方式とする。

3. 残渣処理計画

施設基本構想を踏まえ、ごみを処理した際に発生する残渣の処理方法、利活用方法、搬出する際の前処理方法について検討する。

4. 環境保全目標の設定

施設の建設及び稼働による周辺環境への影響を保全するための目標と対策について取りまとめる。目標の設定は、基準、条例及び周辺環境の保全状況を考慮し検討する。

- ・ 大気汚染防止法関連
排ガス基準
- ・ ダイオキシン特別措置法関連
排ガス中、焼却残渣中
- ・ 水質汚染防止関連
- ・ 騒音・振動防止関連
- ・ 悪臭防止関連 他

5. 地球温暖化対策の検討

本市の施策（2050年ゼロカーボンシティ）等を踏まえた上で、以下の各項目について検討する。

1) 廃棄物エネルギー利活用計画

ごみを処理した際に発生するエネルギーの利活用方法について、廃棄物エネルギー利活

用構想を踏まえ、近隣施設へのエネルギー供給やEVパッカー車の給電方式等を考慮し、近年の動向を調査した上で、検討する。

2) 省エネルギー・創エネルギー計画

本市の施策（第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和4年2月）を基に、施設において照明のLED化等の省エネルギー技術や太陽光発電等の創エネルギー技術を導入することで、施設で使用する一次エネルギー消費量を削減し、どの程度までZEB化を実現できるかについて検討する。

3) 効率的なエネルギーシステムの導入

蓄電池システムやガスコージェネレーションシステム等について、導入の可能性を検討する。

4) 新技術の動向調査

CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）等の地球温暖化を防止する新技術について、最新の動向を調査する。

6. 環境学習・啓発計画

市民への廃棄物処理の環境学習、啓発について検討する。

7. 施設全体配置計画

1) 主要建築物配置計画

施設基本構想を踏まえ、主要な建屋の配置を検討する。また、検討に先立って、敷地南西の特別養護老人ホームについて、配置計画に必要な建築物調査（高さ、窓位置、外壁の位置等）を行うこと。

2) 搬出入車両動線計画

施設基本構想を踏まえ、安全対策を考慮した上で、搬出入車両等の動線を検討する。

8. プラント設備基本計画

施設の運転管理、日常の維持管理及び将来の設備更新を十分配慮し、以下のプラント機器の各設備について、新技術も含め検討する。

- ① 受入供給設備
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備・エネルギー回収設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備
- ⑧ 給水設備
- ⑨ 排水処理設備

- ⑩ 電気設備
- ⑪ 計装制御設備
- ⑫ その他設備（専焼炉等）

9. 建築基本計画

1) 基本方針

設計理念、機能性、公害防止、ユニバーサルデザイン、施設建設のイメージ（パース等）の作成

2) 建築計画

設計概要、内部・外部仕上表、配置図、各階平面図、断面図、立面図

- ・焼却棟、管理棟、計量棟
- ・その他構造物

3) 構造計画

- ・基本方針、構造種別

4) 外構計画

構内道路、雨水排水、植樹、門扉、搬出入道路、駐車場、車両の滞留スペース

5) 建築設備計画

空調・換気、給排水・衛生・ガス、電気・通信、エレベーター

10. 施工計画

1) 工程表の作成

メーカーヒアリング等を実施し、施設基本構想の工程を見直す。

2) 仮設計画

メーカーヒアリング等を実施し、施設基本構想の仮設計画を見直す。

11. 防災計画

施設基本構想を踏まえ、基本計画に反映する。

1) 強靱な廃棄物処理システムの検討

- ・施設の自立起動、運転（始動用電源、燃料保管設備、薬剤等の備蓄倉庫）
- ・地震対策、浸水対策、火災対策、爆発対策、安全対策

2) 災害時の廃棄物処理拠点としての機能の検討

- ・災害時の施設の廃棄物エネルギー活用方法
- ・その他

12. 財源計画

メーカーヒアリング等を実施し、施設基本構想の概算事業費、財源計画を見直す。

1) 建設、解体工事費

- ・プラント工事
- ・建築工事
- ・西部総合処理センター破碎選別施設撤去工事
- ・西部総合処理センター焼却施設撤去工事

2) 運営維持管理費

- ・本市が想定する事業方式を踏まえた新焼却施設における運営維持管理費

13. 事業スケジュール等の検討

1) 事業スケジュールの見直し

メーカーヒアリング等を実施し、施設基本構想の発注スケジュール、既存施設の解体、施設の整備及び試運転のスケジュールを見直す。

2) 生活環境影響調査との調整

別途実施する生活環境影響調査に必要な施設計画資料の提供及び本計画と生活環境影響調査の内容・結果が関係する事項について調整を行う。

- ・建設工事期間（解体工事期間含む）の環境への影響
- ・施設稼働後の環境への影響

3) 既存施設汚染物調査計画

別途実施する汚染物調査の調査対象リストを作成する。

14. メーカーヒアリングの実施

メーカーヒアリングの仕様書作成、メーカーヒアリング結果のまとめ等を行う。

15. 施設整備に係る検討委員会等補助業務

景観条例事前協議及び庁内委員会、公共事業評価等の資料作成補助（計4回程度）を行う。

16. その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設基本計画策定に必要な事項については検討を行う。